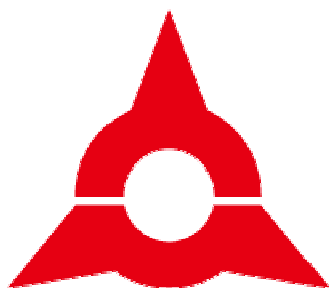


# 宇部市・山陽小野田市広域消防運営計画

( 素 案 )



宇 部 市



山陽小野田市

平成23年 月

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会

# 目 次

## はじめに

### 第1章 現況と課題

#### 1 構成市の概要

(1) 宇部市の概要 -----

(2) 山陽小野田市の概要 -----

#### 2 消防に関する現状

(1) 消防本部、消防署・所の配置状況 -----

(2) 消防職員の状況 -----

(3) 消防用車両の状況 -----

#### (4) 消防活動の状況

① 火災の状況 -----

② 救急の状況 -----

③ 救助の状況 -----

(5) 防火対象物、危険物施設の状況 -----

#### 3 消防を取り巻く課題

(1) 人口の減少と高齢化の進行 -----

(2) 財政運営状況 -----

(3) 消防救急無線のデジタル化 -----

### 第2章 消防広域化の効果

#### 1 住民サービスの向上

(1) 災害発生時における初動体制の強化 -----

(2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用 -----

(3) 消防署・所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 ----

#### 2 人員配置の充実

(1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強 -----

(2) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化 -----

#### 3 消防体制の基盤の強化 -----

#### 4 効果のまとめ -----

### 第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

#### 1 基本的事項

(1) 広域化の方式 -----

- (2) 広域化のスケジュール -----
- (3) 消防本部の名称 -----
- (4) 消防本部の位置 -----

## 2 組織

- (1) 消防本部の組織 -----
- (2) 消防本部の権限 -----
- (3) 部隊運用 -----
- (4) 指令センター -----
- (5) 消防署・所の配置及び管轄区域 -----
- (6) 消防署員の勤務形態 -----

## 3 人事・処遇

- (1) 定員配置 -----
- (2) 採用計画 -----
- (3) 身分（任用、階級等） -----
- (4) 給与（諸手当含む。） -----
- (5) 福利厚生 -----
- (6) 教育、訓練及び研修 -----

## 4 施設整備

- (1) 消防施設等整備計画 -----
- (2) 通信指令システム（無線デジタル化含む。） -----

## 5 経費

- (1) 経費負担割合 -----
- (2) 財産取扱 -----

## 6 組合運営

- (1) 一部事務組合の運営 -----
- (2) システム関係（人事給与、財務会計等） -----

## 第4章 構成市の防災に係る関係機関との連携の確保に関する事項

- 1 防災・国民保護担当部局との連携 -----
- 2 消防団との連携
  - (1) 連絡会議等の開催 -----
  - (2) 構成市の消防団事務への協力 -----

## 第5章 消防協力団体の運営及び医療機関との連携に関する事項

- 1 消防協力団体の運営 -----
- 2 医療機関との連携 -----

## はじめに

消防は、近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化等取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

全国の消防本部では、限られた人員、機材の有効活用を図り、それぞれの地域の実情に応じた消防体制の確立に努めてきました。

しかしながら、国と地方における財政の危機的状況の一層の深刻化、少子高齢化の急速な進行等消防を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、市民の安全・安心を守るという責務を十分に果たしていくためには、今まで以上の効率的な消防体制の確立が急務となっています。

このため、国は、住民の安全・安心を守るという消防に課せられた責任を確実に果たしていくためには、市町村の消防広域化を推進する必要があることから、平成18年6月に消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）を策定しました。

また、山口県は、改正法等に基づいて、平成20年5月に「山口県消防広域化推進計画」を策定し、消防力に関する現状や将来の見通し等を踏まえ、消防の広域化を推進する必要があると認められる市町の組合せや、広域化を推進するために必要な措置について定め、平成24年度までを目標とした市町の自主的な消防の広域化を推進することとしました。

これらを受け、宇部市及び山陽小野田市は、平成21年11月に市長及び消防長並びに市長部局の関係部長を構成員とした「宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会」を設置し、両市の消防広域化について協議を行い、市街地や石油コンビナートが一体化し、都市形態も類似している宇部市と山陽小野田市において消防広域化は、市民にとって広域化のメリットが十分期待でき、また、課題解決の方針が整ったことから、組織法第34条第1項の広域消防運営計画を両市で共同して作成するため、平成23年1月4日に「宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会」を設置しました。

この広域消防運営計画は、広域後の宇部市・山陽小野田市の消防における円滑な運営を確保するため、組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び山口県消防広域化推進計画を踏まえ、同協議会において両市の総意のもとに策定されたものであり、新たに設立する宇部・山陽小野田消防組合の基本的な計画として位置づけされるものです。